

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第13号
事故等種類	かき養殖施設損傷
発生日時	平成27年2月16日 22時15分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位015°280m付近 (概位 北緯39°02.43′ 東経141°43.71′)
事故等調査の経過	平成27年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 東輝丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140675、東洋海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 かき筏約20台が破損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、鋼板約600tを積載し、船首約2.2m、船尾約3.6mの喫水により、北海道苫小牧市苫小牧港から宮城県仙台塩釜港仙台区に向けて航行中、荒天避難のため大船渡港に入港して錨泊した。</p> <p>本船は、天候が回復したことから、平成27年2月16日22時00分ごろ抜錨し、船長が操船指揮に、航海士Aが操舵に、航海士Bがレーダー等による見張りにそれぞれ当たり、大船渡港を南進した。</p> <p>船長は、大船渡港の珊瑚島東方を通過する針路とし、約7ノット(kn)の対地速力で航行中、22時10分ごろ船首方を北進するセメント運搬船からVHF無線電話で連絡を受け、セメント運搬船が珊瑚島の東方を、本船が同島の西方をそれぞれ通過することを互いに了解した。</p> <p>本船は、珊瑚島西方を通過するために右転したところ、船長が船首方至近に養殖筏を発見し、直ちに右舵を取って主機を全速力後進としたものの、22時15分ごろ珊瑚島北方沖のかき養殖施設に乗り入れた。</p> <p>本船は、自力で養殖施設から離脱した後、大船渡港の錨地に戻って錨泊した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、珊瑚島の周辺にかき養殖施設設置区域が存在し、同区域の

	<p>周囲に灯浮標が設置されていることを知っていたが、本事故時、陸上の明かりや港内の多数の作業船等の灯火に紛れ、同区域北端の緑色灯浮標を判別できていなかった。</p> <p>船長は、本船が自船の位置が表示される電子海図表示装置（ECDIS）を備えていたが、珊瑚島西方に向けて右転する際、同装置を使用して船位を確認しなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、船橋内の各乗組員の役割を明確に指示しておらず、それぞれが適宜見張り等に当たっていた。</p> <p>民間会社が受信した船舶自動識別装置（AIS）の記録によれば、本船は、22時12分に6.7knの対地速度、真方位170.1°の対地針路及び真方位176°の船首方位でかき養殖施設設置区域の東方を航行しており、次の記録点である22時40分には同区域内に位置していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大船渡港において、珊瑚島東方を通過する針路で南進中、船長が、北進する他船と互いに了解した珊瑚島西方を通過する針路とする際、船位の確認を適切に行わなかったことから、かき養殖施設設置区域の東方を航行中であることに気付かず右転し、珊瑚島北方沖のかき養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大船渡港において、珊瑚島東方を通過する針路で南進中、船長が、北進する他船と互いに了解した珊瑚島西方を通過する針路とする際、船位の確認を適切に行わなかったため、養殖施設設置区域の東方を航行中であることに気付かず右転し、珊瑚島北方沖のかき養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船橋内における役割分担を明確にし、航行状態や周囲の状況について適切に報告が得られる体制とすること。</li> </ul>